

2 福薬発第 598 号  
令和 2 年 10 月 30 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
副会長 宮崎 寿  
常務理事 竹野 将行

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正に伴う  
「人工鼻」および関連製品の『特定保険医療材料』への収載について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年9月1日より、喉頭摘出患者様が使用する「人工鼻」および関連製品が、保険薬局で処方可能な『特定保険医療材料』として収載されました。

これに伴いまして、喉頭摘出患者用特定保険医療材料を含む院外処方箋が発行されることが予想されます。

喉頭摘出患者用特定保険医療材料を含む院外処方せんを受け取られた保険薬局におかれましては、添付資料を参考に適切に対応いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ・添付① 保医発 0831 第 1 号\_「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・添付②【(株)アトスメディカルジャパン】咽頭摘出患者様等の「特定保険医療材料」処方箋をお受け取りになられた薬剤師の皆様へ

以上

会員薬局各位

上記の通り、県薬より届きました。

添付①・②は宗像薬剤師会HPに掲載しております。

各自で確認をお願い致します。

一般社団法人 宗像薬剤師会